

公務災害防止関係視聴覚教材貸出規程

平成29年11月2日

(目的)

第一条 この規程は、地方公務員災害補償基金福岡県支部（以下「支部」という。）が保有する公務災害防止関係視聴覚教材（以下「視聴覚教材」という。）を貸出すことにより、職場内の研修会やミーティング等での活用により公務災害防止の意識向上を図ることを目的とする。

(貸出対象者)

第二条 視聴覚教材の貸出しを受けることのできる者は、支部の所管に属する地方公共団体等とする。

(貸出期間)

第三条 貸出期間は、発送及び返送に要する期間を除き、7日以内とする。

(費用の負担)

第四条 視聴覚教材の運搬及び利用に要する費用は、貸出しを受けた団体の負担とする。

(借用申請)

第五条 視聴覚教材の貸出しを受けようとする団体は、到着希望日の10日前までに視聴覚教材借用申請書（様式第1号）を地方公務員災害補償基金福岡県支部長（以下「支部長」という。）に提出しなければならない。

なお、貸出しは、最大3本を限度とする。

(借用報告)

第六条 貸出しを受けた団体が視聴覚教材を返却するときは、視聴覚教材借用報告書（様式第2号）を支部長に提出しなければならない。

(貸出および返却)

第七条 視聴覚教材の貸出及び返却は次の各号による。

- 一 貸出に当たっては、貸出しを受けようとする団体が来庁のうえ、視聴覚教材を受領する。ただし、宅配便等により受け取りを希望するときは、当該団体が料金を負担（料金着払）することにより、受領することができるものとする。
- 二 返却に当たっては、貸出しを受けた団体が視聴覚教材を返却日までに支部に持参する。ただし、宅配便等により返却するときは、当該団体が料金を負担するものとする。
- 三 支部への事前の連絡及び支部の許可なく返却が遅れた場合は、以降、その

利用団体への貸出は行わないことがある。

(事故報告)

第八条 貸出しを受けた団体は、視聴覚教材に関し、滅失、破損又はその他の重大な事故が発生したときは、直ちに支部長に報告し、その指示に従わなければならない。

(破損教材の弁償)

第九条 貸出しを受けた団体は、視聴覚教材を故意又は重大な過失によって滅失又は破損したときは、直ちに支部に届け出て、同一の教材を弁償しなければならない。なお、同一の教材が入手できない場合は、支部と協議のうえ、支部が代替品と認めるものを弁償しなければならない。

(禁止事項)

第十条 貸出しを受けた団体は視聴覚教材につき次の行為をしてはならない。

- 一 転貸すること。
- 二 複製すること。
- 三 有償上映すること。
- 四 不特定多数の者を対象として上映すること。
- 五 ホームページで使用する他、インターネット上に公開すること。
- 六 その他、視聴覚教材の著作権及び知的財産権を侵害する行為。

附 則

この規程は、平成30年3月26日から施行する。